

フーパーコムシス取次・紹介制度基本契約

委託者である有限会社フーパーコムシス（以下「フーパー」という）と取次・紹介制度登録者（以下「登録者」という）は、フーパーが提供するホームページ制作サービス（以下「本サービス」という。）の取次等に関し、その基本的事項について以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第1条（目的）

1. フーパーと登録者は、相互に協力して本サービスの販売拡充に努め、もって相互の恒久的繁栄を図るために本契約を締結する。

第2条（本サービス）

1. 本サービスとは、フーパーが提供する「ホームページ制作サービス」を指す。

第3条（取次業務）

1. フーパーは、登録者に対し、本契約に定めるところに従い、本サービスに関して業務（以下「取次業務」という。）を委託し、登録者はこれを受託した。
2. 「取次業務」とは、本サービスの契約締結に至るまでの宣伝、告知等の営業活動を指す。ただし、第16条を除く。

第4条（取次料）

1. 「取次料」とは、登録者による本サービスの仲介の実績に対し、フーパーが登録者に支払う報酬をいう。
2. 取次額は、フーパーがご紹介者からの入金を確認した時点で成立し、基本、受注金額の10%とする。
 - 1) キャンペーン等による初期費用の値引き等、定価と異なる価格にて顧客に提供する場合は、別途フーパーが通知する報酬を適用する。
 - 2) 受注金額とは、フーパーと紹介者との間で交わされた受注契約に基づく。
3. 報酬額は、毎月末日を締め日とし、確定する。
4. 前項で確定した報酬を翌々月末日に、登録者が指定する口座に振込を行うものとする。
5. 登録者が行った、取次に係わる活動に対する経費はフーパーは一切負担しないものとする。
6. 前項の振込にかかる振込手数料は、登録者の負担とする。
7. 取次を行っても、フーパーと紹介された方との間で、条件面などで折り合わず契約に至らなかった場合には取次は不成立となり、登録者はそれに従う。

第5条（再委託の禁止）

1. 登録者は、取次業務の一部または全部を第三者に委託すること、本契約に基づく自己の権利義務を第三者に譲渡または担保に供する等一切の処分をすること、もしくは、本契約に基づく当事者たる地位を第三者に譲渡または継承することはできない。

第6条（顧客サポート）

1. 本サービスにおける顧客サポートは、原則としてフーパーが行うものとする。

第7条（登録者の義務）

1. 登録者は取次業務の遂行上、顧客または第三者との間で生じた問題について一切の責任を負うものとし、万一顧客その他の第三者に損害を与えもしくはこれらの者との間で紛争が生じた場合、またはそのおそれがある場合は、ただちにその旨をフーパーに対して書面に報告するとともに、フーパーの指示に従い、自己の責任と費用負担において一切を処理解決するものとする。但し、かかる問題の原因が、フーパーが顧客に対して提供する本サービスその他、フーパーの指示に起因するものである場合については、この限りではない。
2. 登録者は、一切の取次業務を自らの責任と負担で行うものとする。
3. 登録者が行った取次業務により発生したトラブル等に関しては、フーパーは一切の責任を負わないものとする。

第8条（提供物）

1. フーパーは自己の判断により、営業資料、申込み書類及び営業支援ツール（以下、「提供物」という。）を、登録者に提供するものとする。なお、フーパーが合理的と判断する数量の提供物は無償提供されるものとするが、これを超過する数量の提供については、有償となる場合がある。
2. 登録者は、提供物を取次業務遂行の目的にのみ利用するものとし、提供物の取扱いに関しては、フーパーの指示に従うものとする。

第9条（広告宣伝）

1. 登録者は、取次業務遂行のために、本契約に基づくフーパーとの取次関係を2項に違反しない限り、自己の広告宣伝等にて公表することができる。
2. 登録者が本サービスにかかる広告宣伝物等を作成する場合、登録者は、事前にフーパーより商号、商標、ロゴマーク等に関する使用許諾を得るものとする。

第10条（本サービスの変更、廃止）

1. フーパーは、本サービスの内容の全部または一部を登録者に通知することなく、変更、修正、追加または削除する権利を有するものとする。
2. 障害、不測の事故等、フーパーにより本サービスの復旧が困難と判断された場合、フーパーは登録者に通知することなく本サービスを廃止することができる。
3. フーパーは、本条第1項および第2項により生じた登録者の損害について直接、間接を問わず、一切の責任を負わないものとする。

第11条（秘密保持）

1. フーパーおよび登録者は、相手方より秘密である旨を明示された情報（以下「秘密情報」という）を秘密として保持し、それに必要な措置を講じるものとする。但し、次の各号の情報については、この限りではない。
 - 1)開示を受けたときに既に公知であったもの
 - 2)開示を受けたときに既に自己が有していたもの
 - 3)開示を受けた後に故意、過失その他自己の責に帰すべき事由によらないで公知となったもの
 - 4)開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - 5)開示の前後を問わず独自に開発したことを証明し得るもの
 - 6)法令の適用、または裁判所もしくは行政機関等の命令等により開示することを要求されたもの
2. フーパーおよび登録者は、本契約の期間中はもとより、その期間終了後においても、相手方の書面による事前の承諾を得ないで秘密情報を第三者に開示、漏洩してはならない。
3. フーパーおよび登録者は、秘密情報を取次業務遂行のためにのみ使用するものとする。

第12条（知的財産権）

1. フーパーおよび登録者は、相手方の書面による事前の承諾を得なければ、相手方の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ、コンピュータプログラムその他の著作権等の知的財産権を実施・使用等してはならない。

第13条（個人情報の保護）

1. フーパーおよび登録者は、取次業務に関連して知り得た個人情報（以下「個人情報」という）について、これを保護し、その取得、管理、利用、第三者に対する提供等に関し、適正な取り扱いをしなければならない。
2. フーパーおよび登録者は、個人情報を第三者に漏洩、または取次業務遂行以外の目的に使用してはならないものとする。

第14条（法令遵守）

1. フーパーおよび登録者は、本契約に関連する法令を遵守するものとする。

第15条（禁止事項等）

登録者は、取次業務の遂行に際して、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- 1)フーパーの利益に相反すること
- 2)フーパーと登録者とで別途協議のうえ決定した禁止事項
- 3)本サービスが定めた金額以外で販売すること。本サービスが定めた費用以外に別途「手数料」「代行料」等の名目で、顧客に対し追加料金を請求することはできない。※不正徴収防止のために、販売先へ入金確認の電話連絡を行う場合があります。
- 4)金銭を直接顧客から受け取ること
- 5)フーパーになりすまして業務を行うこと
- 6)本サービスについて虚偽、不明瞭な説明を行う等、顧客の誤解を招く行為
- 7)フーパーが別途定めた禁止事項

8) 法律や社会通念上問題となる行為や不適切な行為

第16条（通知義務）

1. フーバーおよび登録者は、本契約の締結後、次の各号に該当する事態が発生した場合またはそのおそれがある場合は、ただちに相手方に書面をもって通知しなければならない。

- 1) 営業または事業の譲渡、合併その他経営上の重要な変更
- 2) 屋号、商号、代表者、担当者、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先の変更
- 3) 報酬支払口座の変更
- 4) その他、相手方との取引に重大な変更をおよぼすもの

第17条（契約の解除）

1. フーバーおよび登録者のいずれかが、契約の解除を申し出たとき、契約解除できるものとする。
2. 登録者に本契約に違反する行為がある場合において、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、かかる違反が是正されない場合は、解除できるものとする。
3. 当事者の一方に次の各号に該当する事由が生じた場合には、相手方は、催告せずただちに本契約を解除できるものとする。
 - 1) 任意整理手続が開始された場合、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算の申立がなされたとき
 - 2) 解散、合併または営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき
 - 3) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき

第18条（損害賠償）

1. フーバーおよび登録者は、第16条の事由が発生した場合、解除権の行使の有無にかかわらずこれにより被った損害の賠償を相手方に請求できる。

第19条（契約終了後の措置）

1. フーバーおよび登録者は、本契約終了後も、本契約に基づく秘密保持、個人情報保護、知的財産権を守るとともに、さらに法律や社会通念上問題となる行為や不適切な行為は行わないものとする。
2. フーバーおよび登録者は、本契約終了後、秘密情報およびその記録媒体の一切を契約終了日から10日以内に返還または消去するものとする。

第20条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は本契約の締結の日から1年間とし、期間満了の2ヶ月前までにフーバーまたは登録者のいずれからも終了の意思表示がない限り、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第21条（本契約の変更）

1. フーバーは、本契約の内容を登録者に予告することなく変更ができるものとし、登録者は変更後の内容に従うことを同意するものとする。
2. 前項により、本契約の内容が変更された場合、フーバーは変更された本契約の内容をフーバーの定める方法で、登録者に通知するものとする。

第21条（合意管轄裁判所）

1. 本契約に関しフーバーと登録者との間に紛争が生じた場合には、さいたま簡易裁判所またはさいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条（協議事項）

1. 本契約に関する解釈上の疑義を生じた場合、または規定のない事項については、両当事者は信義誠実をもって協議のうえ解決する。

第23条（附則）

平成27年10月1日 施行

平成27年11月20日 改訂

